

## **エネルギー管理連絡調整会議開催要領**

### **(目的)**

**第1条** この要領は、エネルギー管理連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### **(定義)**

**第2条** この要領における用語の意義は、大阪市エネルギー管理要綱（以下「要綱」という。）の例による。

### **(所掌事務)**

**第3条** 連絡調整会議は、次の各号に掲げる事項について調整を行うものとする。

- (1) 法に基づく届出に関する事項
- (2) 法等の解釈に係る事項
- (3) 指定工場等を除く工場等における包括的な管理標準に係る事項
- (4) 省エネルギーを推進するための技術的な事項
- (5) 要綱に係る事項
- (6) その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に係り必要な事項

### **(組織及び運営)**

**第4条** 連絡調整会議は、局等のエネルギー管理企画者で組織する。

2 連絡調整会議の事務局を都市整備局企画部エネルギー管理グループに置き、事務局は連絡調整会議の庶務を処理する。

### **(開催時期)**

**第5条** 連絡調整会議は、エネルギー管理統括者が必要と認めるとき開催する。

### **附 則**

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

### **附 則**

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

### **附 則**

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

### **附 則**

この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。